

新潟県魚沼地域における「外国人花嫁」の存在の 歴史的社会的意味の探求（１）

武田 里子

日本大学大学院総合社会情報研究科

The Historical and Social Significance of Foreign Brides in the Uonuma Region of Niigata Prefecture (1)

TAKEDA Satoko

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

An event that occurred in Asahi-machi in Yamagata prefecture in 1985 and was imitated by nearby towns grabbed the attention of the mass media: the local government helped its male residents suffering from a “shortage of brides” meet and find female partners from the Philippines, Korea, and other countries. Shortly afterwards, all of these local governments stopped offering match-making services with foreign brides because of the widespread social criticism.

But the flow of foreign brides from Asian countries to Japanese rural areas has not stopped. In fact, it has been increasing because of the efforts of match-making firms and individuals. What are the social forces that support the flow of foreign brides to rural Japan, often characterized by a traditional culture that gives brides the lowest social status in a family as well as in a community life?

This paper is part of a larger research project that aims at analyzing the root causes of the introduction and increase of foreign brides in rural Japan, the Uonuma area of Niigata in particular, and the impact of the presence of foreign brides in rural Japan on the transformation process of Japan into a multicultural society. This paper reviews the history of intermarriage in Japan with a particular focus on recent developments and research. Then it outlines a research project on why intermarriage is taking place in rural Japan, what will happen to it in the future, and what its impact will be on the transformation of Japan into a multicultural, multiethnic society.

１．はじめに

相対的に保守的で閉鎖的と考えられてきた日本の農村では、国際結婚＝「外国人花嫁」¹という予想外の現象が広がりつつある。これは農村社会に様々

¹ 日本人（日本国籍を持ち、日本語を母語とする者）を配偶者にもつ外国籍女性の呼称には、「外国人妻」「外国人配偶者」「外国籍夫人」などいくつかあり、どれを用いるか自体が議論となる。本稿では、「農家の嫁」という側面に注目して、あえて「嫁にきた＝家に入った」というイメージを含意する「外国人花嫁」という言葉を用いる。

な文化的インパクトを与えていくのではないかと予想される。

筆者が「外国人花嫁」に関心をもったきっかけは、2003年、新潟県南魚沼市で活動するうおぬま国際交流協会（通称：夢っくす）²の留学生向け日本語教室で中国人女性とその夫に出会ったことにはじまる。その女性は、来日1ヶ月ほどで、日本語は挨拶程度しかできなかった。中国人留学生の通訳を介して夫婦の話聞いた。妻に参加できるクラスを全部受けさせてほしいという夫に、妻は、それでは稲刈りの

² <http://www.umex.ne.jp/>

手伝いができないと心配した。この話し合いは、二人にとって、初めての「会話」だった。衝撃だった。その後も同様のケースや、母親の再婚に伴って来日した子どもたちの教育問題や進学問題にも間接的に関わることになった。

現在、筆者は新潟県南魚沼市を調査地域とし、「外国人花嫁」に関する実態研究に取り組んでいる。本稿では、「外国人花嫁」の歴史的社会的背景と先行研究を検討し、当該問題に対する筆者自身の研究課題の独自性を明確にしたい。

2. 「外国人花嫁」の歴史的社会的背景

1985年山形県西村郡朝日町から始まった行政主導型の集団見合いによる日本人男性とフィリピン人女性との結婚は、瞬く間に山形県の周辺市町村から、新潟県、秋田県などに飛び火し、現新潟県南魚沼市に属す旧六日町、旧塩沢町でも、80年代後半に韓国女性を中心に、多くの国際結婚が成立した。新潟県社会福祉課調べによると、1988年2月現在、新潟県内で受け入れた外国人花嫁数は122名。うち、現南魚沼市の受入数は44人と、県内総数の3分の1に上った³。

何が農村で起きているのか。農村の国際結婚はマスコミの耳目を集めた。1日か2日の集団見合いで結婚相手を決めるという仕組みや、言葉によるコミュニケーションもほとんどできないまま生涯の相手を決めるという異常さが際立ったため、猛烈な社会的批判を浴び、数年のうちに行政は結婚仲介事業の表舞台から姿を消した。以来、ほぼ20年が経過した。

人口の高齢化と少子化に伴う労働力人口の減少を背景に、外国人労働者の導入の是非が盛んに議論される中で、農村地域における「外国人花嫁」に関す

る社会的議論はほとんど存在しない。農村地域における「外国人花嫁」は一時的流行に過ぎなかったのだろうか。それとも、より静かに、社会的に表面化しないような形で進行しているのだろうか。「外国人花嫁」に答えのひとつを求めた農村や農村男性が直面したムラの存続や結婚難の問題はどうなったのだろうか。問題は別の形で解決されたのだろうか。それとも問題が解決されないまま、更に傷口が深く農村社会を蝕んでいるのだろうか。

現在、「外国人花嫁」数に関するデータを見つけることは困難である。だが、新潟県南魚沼市の外国人登録者の在留資格別資料を見ると、「日本人の配偶者等」の数が65名(2004年)から91名(2005年)に増加している。

また、日本全体で結婚総数72万417件(2004年度)のうち、「夫婦の一方が外国」という婚姻は3万9,511件と結婚総数の5.48%を占める。新婚夫婦20組に1組以上が新婦か新郎が外国籍であり、そのなかで、日本人男性と外国人女性との組み合わせは3万907組、78.2%を占めている。

これらの数字は、1980年代後半に始まった農村地域における「外国人花嫁」が決して一時的流行ではなく、その存在が日本社会のより長期的な歴史的变化を反映していることを示唆している。しかも、農村地域への「外国人花嫁」の受け入れという現象は、急速な工業化を経験している韓国でも非常に先鋭な形で生まれており⁴、日本に特殊な現象というわけではない。もしそうであれば、魚沼地域を含む日本の農村地域で進んでいる国際結婚という現象は、日本やアジア、あるいはグローバルなレベルで進行しつつある極めて重要な歴史的变化の一端を反映している可能性がある。

モノ、カネ、情報が国境を越えてグローバルに動く中で、ヒトについても国境を越えたさまざまな流れができつつある。2004年4月、経済団体連合会は

³ 旧六日町25人(韓国19人、フィリピン3人、その他3人)、旧塩沢町15人(韓国9人、フィリピン6人)、大和町4人(全員韓国)。新潟県内の他の市町村と比較するときわめて大きい。(新潟日報社会学部『ムラの国際結婚』、26-27頁) 1988年に浦川原村が実施したアンケートによれば県内29町村で外国人「花嫁」を受け入れており、その数は142名だが、実数はその二倍ではないかという推測している。(前掲書28頁)

⁴ 2006年4月3日付、日本経済新聞によれば、韓国の2005年の結婚件数の13.6%が国際結婚で、特に農村地域では韓国男性の35.9%が外国人女性と結婚、という衝撃的な事実が韓国統計庁の「2005年婚姻・離婚統計」で明らかになった。

「外国人受け入れ問題に関する提言」⁵ を発表し、それを受けた法務省は、2006年6月、「今後の外国人の受け入れに関する基本的な考え方」⁶ を発表した。さらに、2006年9月には、日本政府とフィリピン政府との経済連携協定（EPA）によるフィリピンからの看護師と介護福祉士の受け入れが決定した。タイとの間でも介護福祉士の受け入れが大枠で合意されており、今後、他のアジア諸国も「人の移動」の分野で日本に「門戸開放」を求めてくるものと予測される。

労働市場を介したヒトの動きについては、日本だけでなく、世界中で、法的制度的な枠組みの模索が続いている。ヒトの移動に伴う諸制度をどのように設計したら、移住者、移住者の送出国、受入国、三者のすべてが益することができるか。それに関して、2006年9月には、「国際的な人の移動と開発に関する国連ハイレベル対話」(High-level Dialogue on International Migration and Development) が開催され、国境を越えたヒトの流れを分析するための多くの報告書が作成された。途上国の農村地域をも市場経済に巻き込んだ経済グローバル化は、途上国内部における農村部から都市部への人口移動を生み出し、その一部はさらに OECD 諸国や急成長を遂げつつある

⁵ 具体的には、(1) 日本企業における雇用契約、人事制度の改革、(2) 国と地方が一体となった整合性ある施策の推進、(3) 専門的・技術的分野における外国人の受け入れの円滑化、(4) 留学生の質的向上と日本国内における就職の促進、(5) 外国人研修・技能実習制度の改善、(7) 外国人の生活環境の整備、(8) 日系人の入国、就労に伴う課題の解決、(9) 受け入れ施策と整合性のとれた不法滞在者・治安対策、を提案。

⁶ 河野太郎法務副大臣を主査とするプロジェクトチームが、(1) 高度人材施策として、在留期間の長期化、永住許可要件の緩和と明確化・透明化、(2) 専門的・技術的分野（大学卒業程度または実務経験 10 年以上）の積極的受け入れ、(3) いわゆる「単純労働者」を、「特定技能労働者」と「単純労働者」に分け、後者の受け入れは認めないこととした。「特定技能労働者（または「高度技能労働者」）とは、国内対策を尽くしてもなお外国人を受け入れることが産業発展のために必須であり、技能評価制度や外国人の実態把握等総合的な受け入れ制度が整っている分野で、一定の日本語能力を要件に受け入れること、を基本的な考え方として検討結果をまとめた。

途上国への労働力移動として大きな流れを作り出している。しかし、国連や世界銀行におけるこれらの議論は、ほとんど専ら労働力の移動、難民、犯罪組織による女性や子どもの違法な人身売買などに集中しており、結婚というチャンネルを通したヒト（特に女性）の動きにはほとんど全くと言ってよいほど注目していない。

日本における議論だけでなく国際的な議論でも、結婚チャンネルを通したヒト（実際には、女性）の流れが、政策的な観点からは盲点になって見えていない。定住を前提として、日本人配偶者と共に家族を形成し、子どもを生み育て、地域社会の再生産過程を担う「外国人花嫁」は、一時的滞在者である外国人労働者とはその社会的機能が全く異なる。また、農村地域における「外国人花嫁」は、分散し孤立して存在するケースが多く、日本社会への適応過程に必要な資源をエスニック・コミュニティから得ることが難しい。更に、「外国人花嫁」をトランスナショナルリズム論⁷の視点からみると、「外国人花嫁」は2つの国にまたがる家族をもち、単身あるいは家族呼び寄せによる移民とは異なる「編入・結合」形態をとる。

「外国人花嫁」は、外国人労働者とは異なる社会的状況にあって、家族、コミュニティ、学校などにより複雑でより豊かな社会的関係を形成する。家庭や地域社会で彼女たちの置かれている状況を深く分析することによって、労働市場を介したヒトの動きからは必ずしも見えてこない、農家や農村が直面している重要な社会的経済的条件の歴史的な変化を明らかにできる可能性がある。すなわち、「外国人花嫁」の視点から日本社会の問題を見ることによって、日本の農村や社会がもっているさまざまな問題や可能性を浮かびあがらせることができるかもしれない。

⁷ 「文化人類学者の N・グリックシーラーは、『(トランスナショナルリズムとは) 移民による、その出身社会と受け入れ先の定住地とをつなぐ、持続的で多層的な社会関係を生み出す様々な社会過程を指』し、『現在の移民たちが形成する、地理的、文化的、政治的境界を跨いで社会的領域が形成されるプロセスを指す』と定義している」(渡戸一郎他編『都市的世界/コミュニティ/エスニシティ』明石書店、2003年、16頁)

また、日本やアジアの人々がこれから解決していかなければいけない多民族化・多文化化という極めて重要な歴史的課題の持つ多様な側面を明らかにできるかもしれない。これらの可能性を探求してみると、これが本稿を含む一連の調査全体の目的である。特に、本調査では、魚沼地域や日本農村地域あるいは日本の社会を、彼女たちの存在が変えていく潜在的な可能性に注目し、彼女たちの存在が日本社会の課題の解決にどのような貢献ができるのか、その可能性を探りたい。

その第一歩として、本稿では、日本における国際結婚の歴史、および、1985年以降の農村の「外国人花嫁」に関する先行研究を整理し、魚沼地域の現状について簡単に述べ、今後の研究の展望を示す。

3. 「外国人花嫁」に関する先行研究の検討

「ムラの国際結婚」初期の研究には、宿谷[1988]、新潟日報社学芸部[1989]、佐藤[1989]などがある。これらは「国際結婚」の実態把握とその是非論、女性の人権、農村の前近代的なイコ制度への疑問の提示など、批判的な立場からの議論が中心であった。だが、80年代の「ムラの国際結婚」をめぐる論争は、その対抗軸を人権問題におくのか、農村問題におくのか、都市と地方の格差問題におくのかなど、論者ごとに議論の設定が異なり、論争がかみあわないまま終息した。

1990年代に入ると、行政が仲介して国際結婚に政策的に取り組んだ山形県最上地域における住民意識調査に基づく報告書が相次いで発表された(松本・秋武[1994・1995]、中澤[1996]、高木・松本[1997]、仲野[1998])。

松本・秋武[1994・1995]は、山形県最上郡A村の住民意識調査に基づき、国際結婚が地域社会に及ぼしている影響を調べている。ただし、調査時は、A村が「外国人花嫁」を迎え入れて4年目で、その数も21名と少なかったため、今後の課題として、(1)国際児のアイデンティティの問題、(2)結婚方法、生活形態、家族形態、国籍、性格も異なる女性たちを「外国人妻」とカテゴリー化して論ずることの問題、(3)「外国人妻」が困惑する「ヨメ」という役割

から派生する問題の多くは日本人の花嫁たちにも共通しているとの指摘にとどまった。

松本[1995]は、山形県内全市町村の「外国系住民」に関わる事業を調べ、「外国人妻」が必要とする支援が経年によって変化すること、日本語教育など直接的な事業とともに、人権の視点を組み入れた異文化理解等の講座を日本人のみならず「外国人妻」にも提供する必要があること、また、「外国人妻」の暮らしやすさは、住民全体が住みやすいまちづくりの一環として実現される必要があると指摘している。

仲野[1998]は、山形県最上郡A村に暮らす韓国人妻たちと行政とのエスニシティーをめぐる両者の認識のズレを議論している。住民のエスニシティーに地域資源としての価値を見出す行政に対して、当事者は日本社会での生きやすさからエスニシティーを「隠す」戦略をとろうとする。出身国が多様な「外国人妻」のなかから一つの国を選んでテーマ館を建設し、大規模イベントを行うことの是非、また、ヨメの母語を習いたいという受入れ家族の私的な要望に対する公的援助の限界など、「公的空間と私的空間」との区別の問題も課題として提起している。

2000年代に入ると、「外国人花嫁」研究に、エスニシティーや、多文化共生⁸、国際的な人の移動の視点などが加わるようになった。

渡辺[2002]は、「外国人花嫁」支援に取り組む山形県最上地域とブラジル人集住地方都市とを比較し、変わりにくいと思われていた農村で起きている「外

⁸ 総務省は地域における多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義している。その推進には、日本人住民も外国人住民も共に地域社会を支える主体であるという認識を育てることが必要となる。多文化共生の重要な視点は、少数者を排除しないこと。

2004(平成16)年11月に、岐阜県知事・愛知県知事・三重県知事・名古屋市長が連名で発表した「多文化共生社会づくり推進共同宣言」では、「在住外国人と日本人住民が互いの文化や考え方を理解し、尊重するとともに、安心して快適に暮らすことのできる地域社会」を多文化共生社会と表現している。こうした立場は、多文化主義(Multiculturalism)と呼ばれるが、日本では「多文化共生」という言葉の方が定着している。

国人妻」の増加による文化変容のきざしを指摘している。日系ブラジル人は企業ニーズによって受け入れられているため、地域社会との関係は間接的で、ホスト社会が文化変容を経験する契機は構造的に乏しい。一方、「農村花嫁」は、定住を前提としており、彼女たちが定住できるかどうかは、イエの問題だけでなくムラの存亡の問題でもあるため、地域変容に肯定的な影響を及ぼす可能性が高いと結論づけている。

佐竹/ダアイノ [2006] の研究は、多文化共生の視点からフィリピン女性と結婚した日本人男性の価値観の変化を研究の視点に加えている点新しい。

金明姫 [2006] は、グローバル化と市場経済化の中で経済発展から取り残された中国東北地方にある朝鮮族自治州の人々の韓国および日本への移動を分析している。その内容は結婚移住者の動きと一致している。厚生労働省「人口動態統計」(2004年度)から日本への国際結婚移住者(女性)の多い国籍をみると、中国 4,386 人(全体の 36.3%)、フィリピン 3,395 人(28.1%)、韓国・朝鮮 2,504 人(20.7%)で、この3カ国で 85.1%を占める。中国人が急増するのは2000年からである。その出身地は、上海や北京など都市部から東北部へと移動している。

以上、「外国人花嫁」に関する先行研究を概観してきたが、筆者の「国際結婚」への関心は、渡辺[2002]が指摘した、従来、保守的で変りにくいと思われていた農村が「外国人花嫁」を受け入れることによって文化変容のきざしを見せているという発見と共通する。渡辺の議論の根拠になっているのは、山形県最上郡A村である。だが、A村で「外国人花嫁」の受け入れと定住支援策の策定を担当したS氏によると、「国際結婚は(結婚難)の緊急避難的な対策として実施したもので、新規の「外国人花嫁」の受け入れは限定的であり(表1)通常業務の範囲で対応できるとのことであった⁹。渡辺の指摘を実証するためには、新たな事例による検証が必要である。

「国際結婚」の現実を分析する場合、問題を個別の夫婦関係、家族関係の問題に解消したり、夫婦の一方の側の性格やものの考え方、価値観、生活態度の

表1 A村の外国人登録者数の推移

各年12月末日現在

年	1898	1990	1991	1992	1993	1994	1995
人	12	17	23	23	21	22	22
年	1996	1997	1998	1999	2000	2001	
人	25	26	29	33	41	37	

出所：山形県最上広域市町村圏事務組合『平成14年度国際交流センターの概要』14頁より筆者作成。A村の外国人登録者数は結婚移住者数と一致する。

問題として論じることは、日本人同士の結婚生活の問題を論じる場合と同様に、一面的であるといえる。同様に、「外国人花嫁」を受動的な被害者的存在として描き出すことも、一面的である。ステレオタイプのイメージの強調は、日本人との結婚を選択した女性たちの主体性や自立性を否定することにもなりかねない。国際結婚の現実を相対的に捉え、日本社会の課題を探っていくことが必要ではないか。女性たちの結婚の選択の背景には、経済的必要性以外の要因もある。つまり、「外国へ行ったら自分の人生も変わるのではないか」という生き直す上での選択として、主体的に国際結婚を選択している女性たちもいるということだ。これは山田[1996]が、日本の若い男女の結婚意識の男女差を考察して、「結婚は、男性にとっては『イベント』、女性にとっては『生まれ変わり』」¹⁰と表現していることと通底する。

4. 日本における「国際結婚」の歴史的変遷と現状

日本における国際結婚の歴史は、貿易で訪れるオランダ人や清国人の外妾として、日本人女性が「あてがわれた」江戸時代に遡ることができる。明治期も“唐人お吉”のような外国人の外妾や外国人の現地妻が、時の政府の方針によって存在した。中には、清原玉や青山みつなどのように、海外に渡り、絵画の世界や貴族社会で華やかに生きた女性もいる。しかし、そうした例は一部に過ぎない。植民地主義時代には、皇民化政策のもとに朝鮮人と日本人との「内

⁹ 2006年8月11日、A村中央公民館で聞き取り。

¹⁰ 山田昌弘『結婚の社会学—未婚化・晩婚化はつづくのか』丸善ライブラリー、1996年、42頁。

鮮結婚」が政府によって奨励された時期もあった¹¹。また、第二次世界大戦の敗戦から1959年頃までは、「戦争花嫁」と呼ばれた日本人女性たちが日本に駐留した連合軍兵士や軍関係者と結婚し、アメリカやカナダに渡った。

農村地域での結婚難は、第2次大戦直後には、まず、女性の結婚難として現れた。農村男性の結婚難は、食糧難の時代が終わり、日本経済が高度経済成長をはじめた1960年代に顕在化し、「(昭和)30年代後半には、農村の結婚難は隠しようがなく全国に広がる」¹² ことになった。

日本女性と外国人男性との国際結婚については、国際結婚が法的に認められるようになった明治6年から現代までを通時的に取り上げた竹下[2000]の研究がある。竹下は、個人的選択的行為である国際結婚においても、各時代の国際社会における日本の政治的経済的位置づけが、規定要因として働いていることを明らかにしている。中でも経済的要因が大きい。「明治時代や第二次大戦直後には、日本人女性が自分や家族が食べていくための経済的保証を得るために、豊かな国の外国人と結婚することがあった」¹³。これは、日本の国際結婚夫婦の組み合わせが、1975年に、「夫日本人 - 妻外国人」(3,222件)が「妻日本人 - 夫外国人」(2,823件)を上回ったこと背景に、日本の経済的発展があったことでも立証されている。

表2は日本における婚姻数の統計である。「夫婦の一方が外国」という婚姻は、一貫して増加してきた。2004年のデータを見ると、婚姻総数72万417件のうち、「夫婦の一方が外国」という婚姻は3万9511件で、5.48%を占める。これは、新婚夫婦20組に1組以上の割合で、夫婦の一方が外国籍であり、日本社会が多様な家族を内包する社会へと変化しつつあることを意味する。また、日本人男性と外国人女性

との組み合わせは3万907組で、国際結婚の78.2%を占めている。

海外出張や海外勤務、留学や語学研修、海外旅行などで出国する日本人は年間1,700万人を超える。一方、日本を訪れる外国人も600万人を数える。年により若干の増減はあるものの日本人出国者数と外国人の入国者数は、継続して増え続けており、国際結婚の増加は、そうしたグローバルな人的交流の拡大を反映した結果でもある。

表2 日本における婚姻件数

年	総数	夫婦とも日本	夫婦の一方が外国	夫日本 妻外国	妻日本 夫外国
1970	1,029,405	1,023,859	5,546	2,108	3,438
1975	941,628	935,583	6,045	3,222	2,823
1980	774,702	767,441	7,261	4,386	2,875
1985	735,850	723,669	12,181	7,738	4,443
1990	722,138	696,512	25,626	20,026	5,600
1995	791,888	764,161	27,727	20,787	6,940
1999	762,028	730,128	31,900	24,272	7,628
2000	798,138	761,875	36,263	28,326	7,937
2001	799,999	760,272	39,727	31,972	7,755
2002	757,331	721,452	35,879	27,957	7,922
2003	740,191	704,152	36,039	27,881	8,158
2004	720,417	680,906	39,511	30,907	8,604

出所：厚生労働省統計情報部「人口動態統計」より作成

1985年は、プラザ合意により外国人労働者の日本への流入が加速する転機となった年である。同じく1985年は、農村地域の多文化化・多民族化にとっても、大きな意味をもつ年となった。1985年8月、山形県西村郡朝日町が「ムラ」の過疎対策として、結婚難を抱える男性とフィリピン女性との集団見合いを主催し、その後、いくつかの自治体が同種の取り組みを開始し、「ムラの国際結婚」として社会的注目をあびた。

高度経済成長期以降の国際結婚¹⁴には、国境を越

¹¹ 「内鮮結婚」については、鈴木裕子『従軍慰安婦・内鮮結婚—性の侵略・戦後責任を考える』、未来社、1992年、に詳しい。

¹² 佐藤隆夫編『農村と国際結婚』、日本評論社、1989年、26頁。

¹³ 竹下修子『国際結婚の社会学』、学文社、2000年、176頁。

¹⁴ 英語では International marriages (国際結婚)より、Intercultural marriage (異文化間結婚)、Interracial marriage (異民族・人種間結婚)あるいは両者を含めて Inter marriages (異文化・異民族結婚)と表記される。また、通常、2つ以上の国に関係する結婚を国際結婚

えた当事者双方の自由な合意に基づく結婚という華やかなイメージが生まれた。しかし、農村地域の「国際結婚」には、そうした華やかなイメージはない。経済取引としての結婚というイメージが強いためである。まず、結婚斡旋業者が介在し、そこに多額の手数料が動いていること、そして、「花嫁」たちの出身国が日本との経済格差が大きいアジア諸国に限定されていること、当事者双方が通訳を介さなければコミュニケーションできない状態での結婚であったことなどによる。

この「ムラの国際結婚」は、一部地域の現象ではない。朝日新聞記事データベースによれば、同紙が1985年から2006年9月までの間に「国際結婚」に関連した記事で取り上げた地域は28都県を数える。女性の未婚化・晩婚化¹⁵を反映して、80年代後半には、都市部の自営業者やサラリーマンのための結婚仲介についての記事が登場する。「結婚難」は、単に個人の問題としてではなく、日本社会の構造変化によって生じた社会問題として捉える必要があるだろう。男性の所得と配偶関係について、年収150万円未満では結婚の可能性はなく、300万円を超えるとようやく結婚が可能になるとの調査結果もある¹⁶。

2006年12月、厚生労働省は、「緊急雇用対策」のなかで、年長フリーター（25歳以上35歳未満）を試験的に雇用した後、正社員として雇用する企業に対し、25歳以上30歳未満には20万円、30歳以上35歳未満には30万円支給すると発表した。「フリーターの生活を安定させ、結婚を促すのが狙い」¹⁷だという。個人的選択領域の「結婚」に国家が介入せ

といい、国籍の異なる者同士の結婚を狭義の国際結婚といい、同国籍の男女が外国で結婚することを広義の国際結婚という場合もあるが、ここでは狭義の国際結婚を扱う。

¹⁵ 総務省が発表した2005年度実施国勢調査の速報によると、少子化の大きな要因とされる未婚率の上昇も続いており、30～34歳の未婚率は男性47.7%、女性32.6%。それぞれ5年前よりも4.8ポイント、6ポイント増えている。

¹⁶ 三浦展『下流社会—新たな階層集団の出現』、光文社新書221、2005年、125頁。

¹⁷ 「育休、賃金8割確保へ—企業上乗せ 厚労省助成」『朝日新聞』2006年12月16日。

ざるを得ないほど深刻な状況が進行しつつあることの反映と見るべきだろう。

5. 国際結婚と社会変容

朝日新聞記事データを通時的に検証すると、「国際結婚」との関連による社会変容のきざしとして、いくつかの特徴的な動きを確認することができる。「外国人花嫁」の存在と彼女たちの抱える問題を解決するために、各地に日本語教室や交流団体が生まれた。また、「フィリピン花嫁を考える会」、「アジア市民フォーラム」、「滞日アジア女性の問題を考える会」、「外国人配偶者の在留資格を求める弁護団」、「日比混血児を支えるネットワーク」、「アジア女性センター」などいくつかの支援団体が組織され、それに、弁護士、精神科医など専門家が加わる流れが確認できる。また、一方的に支援される側にいた「花嫁」たちが、エスニック料理教室や語学教室などで主体的な役割を演じはじめている。さらに、川崎市や名古屋市、福井市などで、自らの体験から同国人女性の支援活動を展開するフィリピン女性の集団活動は、ディアスポラ・ネットワーク構築の事例と見ることができる。

一方、破綻した国際結婚も少なくない¹⁸。国際結婚仲介業者とのトラブル、連れ子の教育問題、深刻なDV被害など、問題も多い。1993年には、「中国人花嫁斡旋という名の売買、日中コネクションの実態に迫る」が週刊アエラに掲載された。1997年は、掲載された記事12本のうち6本が偽装結婚に関するものであった。その中で、初めて暴力団関係者が関わる組織的な偽装結婚ルートが報じられた。国際結婚仲介の手数料は、250万円から300万円が相場だといわれ、必要経費を除いてもかなりの儲けとなる。さらに、仲人業には許認可など法的規制がない。これが、暴力団関係者の国際結婚ビジネス参入の誘因

¹⁸ 日本における2004年の離婚件数270,804件の内訳：夫婦とも日本255,505件(37.5%)・夫日本-妻外国12,071件(39.1%)・妻日本-夫外国3,228件(37.5%)。()内は離婚件数÷婚姻件数×100により計算した離婚率。(佐竹眞明/ダアイノ『フィリピン—日本 国際結婚』、めこん、41頁)

となっている。

「外国人花嫁」の存在が、法制度の変更に具体的に影響を与えた事例には、次のようなものがある。一つは、夫の家庭内暴力から自身と胎児を守ろうとして夫を刺殺してしまった韓国女性への支援活動などが、2004年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV法)改正に結びついたこと。もう一つは、家庭内暴力が原因で離婚した「外国人妻」に対する在留資格「定住者」への変更が認められるようになったことである。また、「国際結婚」の問題点の多くが、結婚仲介業者に起因していることから、業者の認可制度の創設に関する議論も始まっている。

以上の新聞記事データから、「外国人花嫁」の存在が彼女たちを支援する組織を生み出し、また、彼女たちの抱える問題や課題を社会的な文脈に持ち込む過程で、地域、職場、保育園や幼稚園、小・中学校、市民組織や行政機関などで彼女たちに関わる人々の意識変容が起きていると推測される。もちろん、変化の内容はポジティブなものとネガティブなものとの混在している。日本へのアジア諸国からの「外国人花嫁」の流れは、国際的な人の移動、なかでも移民の女性化というグローバル化の中で起きているものであり、この流れは止まることはないだろう。それを前提にした日本社会のあり方が検討されなければならない。

6. 調査地域の概要—新潟県南魚沼市

南魚沼市を調査地として選んだ理由は、筆者が「外国人花嫁」の存在に気づかされた地であることと、2006年4月より既に、筆者と「外国人花嫁」の実態調査の必要性を共有するうおぬま国際交流協会(夢っくす)会員6名と国際大学教員2名のチームによる、「南魚沼地域の定住外国人支援ネットワーク構築のための実態調査」(財)トヨタ財団の地域社会プロジェクト助成による)¹⁹が先行しており、量的調査

と質的調査を実施できる条件を備えているからである。

南魚沼市は、2004年11月に旧六日町と旧大和町の合併によって誕生し、さらに2005年10月に旧塩沢町を編入した。人口は62,761人(2006年7月末現在)、外国人登録者数は719人(2005年12月末)である。市域の総面積は584.82Km²だが、「国有林や、保安林、道路、河川等」が67.8%、「山林原野」が16.9%を占め、耕作及び居住可能地は15%に過ぎない。南魚沼市の第1次産業就業者構成比は2000年には10.0%まで減少したが、「魚沼コシヒカリ」の産地であり、第1次産業の存在感は依然として大きい。また、市内には関越自動車道の2つのインターチェンジと、上越新幹線駅があり、温泉やスキー場などの観光資源もある。南魚沼市の人口は1995(平成7)年の66,118人をピークに減少傾向に転じているものの、極端に過疎が進んでいるわけではない。農家と非農家が混住し、広範な中山間地域²⁰を抱える、日本全国で一般的に見られる中規模の地方都市の一つといえるだろう。

表3 新潟県南魚沼市の外国人登録者数の推移

年	1980	1985	1990	1995	2001	2004	2005
人数	37	106	259	367	668	624	719

出所：南魚沼市市民課より入手した外国人登録者データおよび国勢調査資料より筆者作成。

新潟県の人口に対する外国人登録者の割合は、0.58%だが、南魚沼市は1.14%である。表3は南魚沼市の外国人登録者数の推移をまとめたものである。1985年以降の増加は、1982年に旧大和町に開学した国際大学の留学生数が増加要因の一つとなっている。

南魚沼市は、80年代後半に新潟県内で「国際結婚」事業に大きく関わった自治体の一つでもある。旧塩沢町では、1987年11月、農業委員会の仲介で5人の男性がフィリピンに渡り、1週間で全員が成婚し

¹⁹ トヨタ財団2005年度地域社会プログラムによる助成事業(番号:DO5-L-260)。筆者がコーディネーターを担当している。

<http://www.toyotafound.or.jp/shimin.html>

²⁰ 中山間地域とは平野の外縁部から山間地を指す。日本では、中山間地域が国土面積の69%を占め、耕地面積の42%、総農家数の43%、農業算出額の38%、農業集落数の50%を占める。

た²¹。

表 4 南魚沼市の外国人花嫁数

	旧町名	人数	合計	内訳
南魚沼市	塩沢町	15	44	韓国 9 人・フィリピン 6 人
	六日町	25		韓国 19 人・フィリピン 3 人・他 3 人
	大和町	4		韓国 4 人

出所：新潟県社会福祉課調べによる 1988 年 2 月現在の「アジアからの花嫁の数」。(新潟日報社会学芸部・編『ムラの国際結婚』、無明舎、27 頁)

1988 年 2 月の新潟県社会福祉課資料(表 4)によると、旧六日町に 25 名、旧塩沢町に 15 名、旧大和町に 4 名、合計 44 名の「外国人花嫁」が記録されている²²。現在の正確な「外国人花嫁」数を確認する手立てはない。だが、南魚沼市の外国人登録者の在留資格別資料を見ると、「日本人の配偶者等」の数が 65 名(2004 年)から 91 名(2005 年)に増加していることから、「外国人花嫁」への定住支援は、今現在の課題であり、それが南魚沼市を調査地として選定した第 3 の理由である。

国際結婚と地域社会変容に関する研究については、仲野 [1998] や渡辺 [2002] がその可能性を提示したものの、全体としては研究の良・質ともに十分とは言えない。また、実証研究は山形県最上地域の事例に限定されている。最上地域の事例は、行政が「外国人花嫁」の受け入れに主体的に関わった経緯から、その支援体制づくりも行政が主導した点に特徴がある。それからすでに 10 年以上が経過した。この間の日本社会の変化のひとつに 1998 年の特定非営利活動促進法(NPO 法)成立をきっかけとする、社会的な課題に対する市民団体の主体的なコミットメントの高まりがある。「外国人花嫁」の支援活動も、地域

住民や市民団体が重要な役割を担っているケースが目立つ。そこで、本研究では、地域社会変容の主体として、地域住民および市民団体の役割に注目し、また、市民団体の役割分析については、後付の分析ではなく、組織生成の過程で生じるさまざまな課題も含めて参与観察する手法をとりたいと考えている。

南魚沼市では、2006 年 7 月、市民団体からの要請にこたえる形で、日本語交流教室(日曜午前 2 時間、全 6 回、隔週開講)が開設された。これは、市社会教育課の事業であるが、実行委員会形式をとり、事務局を市社会教育課が担当している。公募で募集した約 50 名の市民ボランティアは、うおぬま国際交流協会(通称：夢っくす)の会員で、留学生の日本語会話パートナーなどの経験者が多い。

参加申込者は、46 家族・57 人で、その国籍は、中国 29 人、フィリピン 15 人、スリランカ 1 人、台湾 1 人であった。実際に受講したのは、26 家族、35 人である。「家族で参加できる」としたことにより、中高生(外国籍夫人の連れ子)約 10 名が参加し、学校での授業の補修も受けている。

この日本語交流教室の開設準備を兼ねて、2006 年 6 月に「太巻き寿司を作る会」が開かれた。その会に参加した受講希望者 25 名を対象に実施したアンケートから見えてきたプロフィールは次のとおりである。

- 被調査対象者...中国人 20 人(うち 8 名が黒龍江省出身)・フィリピン人 5 名
- 連れ子の有無...回答者 25 名中 11 人(44%)が連れ子を伴っている
- 平均年齢...38.25 歳(24 歳～52 歳)
- 結婚時年齢...33.25 歳(19 歳～43 歳)
- 在日期間...平均 5 年 2 ヶ月(2 ヶ月～16 年 2 ヶ月)

この調査では、調査対象者が限定的であるが、連れ子を伴った再婚者が全体の 44%を占めている点が注目された。花嫁たちへの支援にとどまらず、連れ子の教育支援が重要な課題であることを示している。また、結婚時の年齢が 43 歳を超えているケースがあり、納付特例措置を活用しても、国民年金の受給資格を確保するための納付期間 25 年を満たすこ

²¹ 当時、自治体(農業委員会や土地改良区、議員む含む)が関わってアジアからの花嫁を受け入れた新潟県内自治体は、安塚町、塩沢町、柿崎町、六日町、川西町、新発田市。東京・新宿にある「フィリピン問題資料センター」による塩沢町のフィリピン花嫁の聞き取りが 1988 年に行われている(佐藤隆夫編著『農村の国際結婚』93～96 頁)。

²² 新潟日報社会学芸部編『ムラの国際結婚』、無明舎、1989 年、27 頁。

とができず、将来、無年金者となることが確実である。限定的な調査からも、行政サービスや外国人の権利義務に関する情報提供を充実させることの緊急性が明らかだ。

7. 今後の研究課題と展望

先行研究は、「外国人花嫁」の存在が地域社会の変容を促進する可能性を示唆した。しかし、これまでの実態調査ならびに先行研究は、山形県の一地域に特化している印象を免れない。また、その分析対象としている時期も1990年代半ばまでで、それ以後の実証研究はほぼ空白状況にあることが明らかになった。さらに、先行研究は、「外国人花嫁」の実態的な調査研究と、定住支援のための政策提言を内容とするものに偏りがちで、「外国人花嫁」を迎え入れることによって解消しようとした、当時の農村や農村男性が直面した問題を掘り下げていない。一方で、日本社会全体の未婚化・非婚化が拡大したため、「外国人花嫁」の存在に投影されていた、農村の抱える問題の特殊性が見えづらくなっている。

そこで、今後の課題としては、まず、農村コミュニティの問題を取り上げて、その問題の解決に、どのような意味で、どのような形で「外国人花嫁」が関わってきたのかを分析する。初期の「外国人花嫁」の多くは、「農家の跡取りのヨメ」として農村地域に受け入れられた。しかし、1970年には48.9%、1985年には17.3%あった南魚沼市の第1次産業就業者の比率は2000年には10%にまで減少している。「外国人花嫁」の日本人配偶者が専業の農業従事者である可能性は低くなっていると推測される。まず、国際結婚をした人々の実態を確認しなければならない。

また、農村社会を特徴づけてきた「イエ」意識は、「外国人花嫁」を迎え入れた80年代から相当に変化している。その要因の一つに「家産」に対する意識変化がある。日本の農地には、法律的な所有権以上に強力な「家産的所有権」とでも言うべきものがあった²³。「家産」には、市場原理と相容れない「農地

を売ることは先祖に申し訳ない」という思いがこめられていた。この農地への思いはまさに「イエ」への思いと一体をなすものである。しかし、南魚沼地域では、80年代初頭から始まった関越自動車道と上越新幹線工事のための用地買収で農地の流動性が劇的に高まり、さらに、それに続いた総合保養地域整備法(リゾート法)による空前のリゾート・マンション・ブーム²⁴と土地バブルによって引き起こされた「地価狂乱」が、「先祖からの土地を守る」という農民の家産護持の根拠を吹き飛ばした。農業後継者の不在が土地へのこだわりを免罪したとも考えられる。こうした人と土地との関係性の変化が農村コミュニティにどのような変化をもたらしたのか。また、そうした変化は、地域の「外国人花嫁」の増減や定住支援のあり方にどのような影響を与えたのか。これらをデータと関係者の聞き取りを通じて明らかにしたい。

さらに、日本における地域ごとの未婚率の推移やその決定要因を分析することによって、魚沼地域を含む農村地域における「外国人花嫁」が都市部における国際結婚と較べてどのような特徴をもっているかを調べる必要がある。また、日本だけでなくアジア近隣諸国における労働移動を含むヒトの移動に関する一般的な動向を分析することによって、グローバルなヒトの動きと南魚沼地域の「外国人花嫁」の存在との関係を分析する。

2006年10月に南魚沼市民を対象に実施した「多文化共生の地域づくり」に関するアンケート調査²⁵

6号、2006年12月26日、24頁。

²⁴ 1988年に全国で売りに出されたリゾートマンション数は11,564戸。その3分の1以上の3,912戸が湯沢町に集中していた(新潟日報報道部『東京都湯沢町』、潮出版社、1990年、8頁)

²⁵ 本調査は、筆者がプログラム・コーディネーターとして、うおぬま国際交流協会(夢っくす)会員6名と国際大学教員2名と共にトヨタ財団の助成事業として進めている「新潟県魚沼地域における外国人花嫁の定住支援のためのネットワーク構築」(トヨタ財団2005年度地域社会プログラムによる助成事)の一部である。南魚沼市役所の協力を得て、市内全世帯(旧大和町4,088世帯・旧六日町8,792世帯・旧塩沢町8,767世帯=合計18,846世帯)を対象に郵送法により、2006年10月に実施した。

²³ 野田公夫「世界農業類型と日本農業」『季刊あつと』

と、2007年1月に実施する「南魚沼市在住の外国籍市民の生活実態調査」²⁶の結果は、多様化している「国際結婚」の現状と「外国人花嫁」の実態を明らかにするだろう。この分析結果は、今後の研究を進める上での基礎資料となる。また、地域社会の多民族化・多文化化に対する日本人市民と外国籍市民の意識の分析から、「外国人花嫁」の潜在的な地域社会変容を担う主体としての可能性を検討したい²⁷。

【参考文献】

1. 広田康生、2006年、「政治理念としての『共生』をめぐる秩序構造研究への序論—『編入』研究から地域社会秩序構造研究へ」広田康生他編『先端都市社会学の地平』、ハーベスト社
2. 金 明姫、2006年、「地域社会変動と移住者留守家族の生活—中国延辺朝鮮族自治州を事例として」『地域社会学年報第18集』
3. 国連人口基金、2006年、『世界人口白書2006—希望への道-女性と国際人口移動』
4. 桑山紀彦編、1997年、『ジェンダーと多文化』、明石書店
5. 松本邦彦・秋武邦佳、1994年、「国際結婚と地域社会—山形での住民意識調査から(その1)」、山形大学法政論叢1巻
6. 松本邦彦・秋武邦佳、1995年、「国際結婚と地域社会—山形での住民意識調査から(その2)」山形大学法政論叢4巻
7. 松本邦彦、1995年、「調査報告/外国系住民に対する山形県内自治体事業調査」山形大学法政論叢
8. 松尾寿子、2005年、『国際離婚』、集英社新書
9. 仲野誠、1998年、『『外国人妻』と地域社会：山形県における『ムラの国際結婚』を事例として』、移民研究年報
10. 中沢進之右、1996年、「農村におけるアジア系外国人妻の生活と居留意識：山形県最上地方の中国・台湾、韓国、フィリピン出身者を対象にして」、家族社会学研究8巻
11. 新潟日報社会学芸部編、1989年、『ムラの国際結婚』、無明舎
12. 新潟日報報道部、1990年、『東京都湯沢町』、潮出版社
13. Nobue Suzuki, 'Tripartite Desires: Filipina-Japanese Marriages and Fantasies of Transnational Traversal.' *Cross-Border Marriages*. Ed. Nicole Constable, University of Pennsylvania Press, 2005
14. 野田公夫「世界農業類型と日本農業」『季刊あつと』6号、2006年12月26日
15. 定松文、2002年、「国際結婚にみる家族の問題—フィリピン女性と日本人男性の結婚・離婚をめぐって」宮島喬・加納広勝編『変容する日本社会と文化』、東京大学出版会
16. 佐藤隆夫編、1989年、『農村と国際結婚』、日本評論社
17. 坂本洋子、2005年、「農村結婚事情—変化のなかで」「農村の国際結婚—時を経て」『追って追われて結婚探し』、新日本出版社
18. 佐竹眞明・マリ・アンジェリン・ダ・アイノ著、2006年、『フィリピン-日本国際結婚—移住と多文化共生』、めこん
19. 柴田義助、1997年、「国際結婚の進展による農村社会の国際化」駒井洋・渡戸一郎編『自治体

²⁶ 本調査は、2007年1月、同上プロジェクトの一環として、南魚沼市役所の協力を得て、市内在住の16歳以上の全外国人登録者687人を対象に郵送法により行う。

²⁷ 「多文化共生」は現実的な政策課題として浮上しつつある。全国の地方自治体が会員である地域活性化センターが2005年1月号で初めて「多文化共生」特集を組み、また、2005年1月発行の『NPOジャーナル』第8号も初めて「多文化社会ニッポン」を特集した。こうした背景には、多文化共生への社会的関心の高まりがある。日本の総人口が減少に転じるなか、外国人登録者数は1980年代後半の急増期以降、毎年増え続け、2005年末に201万1,555人(総人口の1.57%)に達した。

また、2006年3月、総務省は「多文化共生推進プログラム」を発表した。これは、政府機関による初めての「多文化共生」施策に関する文書として注目される。少数者であり、かつ孤立して存在する「外国人花嫁」が、その潜在的な可能性を発揮できるような社会のあり方を問うことは、多文化共生社会を検討するうえで欠かせない。

の外国人政策』、明石書店

20. 宿谷京子、1988年、『アジアから来た花嫁』、明石書店
21. 高木裕子・松本邦彦、1997年、「山形県における結婚と異文化」、山形大学
22. 竹下修子、2000年、『国際結婚の社会学』、学文社
23. U.N. Report of the Global Commission on international Migration, “Migration in an interconnected world: New directions for action,” 2005
24. 渡辺雅子、2002年、「ニューカマー外国人の増大と日本社会の変容 農村外国人妻と地域社会の変容を中心に」宮島喬・加納広勝編『変容する日本社会と文化』、東京大学出版会
25. 山田昌弘、1998年、『結婚の社会学：未婚化・晩婚化はつづくのか』、丸善ライブラリー
26. 渡戸一郎他編、2003年、『都市的世界/コミュニティ/エスニシティ』明石書店

(Received : January 10, 2007)

(Issued in internet Edition : February 1, 2007)